

アルコール専門相談

アルコールに関するお悩みを抱えていますか。精神科医師と専門の相談員がお話を伺います。

●日 時

9月30日(木)

午後1時30分～3時30分

●場 所

津島保健所(津島市橘町四丁目50-2)

●対 象

アルコールが原因の健康問題にお悩みのご本人またはご家族

●申込方法・申込期限

9月27日(月)までに津島保健所へご連絡ください(予約制・定員2組)

●問合せ先

津島保健所健康支援課
☎26・4137



税のお知らせ

9月の納税等

国民健康保険税/第3期

後期高齢者医療保険料/第3期

介護保険料/第3期

農業集落排水処理施設使用料/第3期

第3期

保育料/9月分

納期限/9月30日(木)

納期限内の納付にご協力ください。納付は便利な口座振替をご利用ください。

家屋を取り壊したら「建物滅失届」の提出が必要です

家屋を取り壊された場合、「建物滅失届」を早急に提出してください。

提出がない場合、取り壊されたことが分からないため、家屋が残っているものとして課税される場合があります。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●必要書類

・建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓

税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)

- ・建物取り壊しの契約書の写し
- ・解体業者の取り壊し証明書

・建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先 総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を調査します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っています。留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査に伺います。

●問合せ先 総務部税務課

飛島村内犯罪状況(令和3年7月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
7月	0	0	0	0	0
1~7月	0	0	0	2	1
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
7月	0	0	0	0	2
1~7月	0	1	0	0	5
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
7月	1	0	0	0	
1~7月	4	1	1	1	

警察からのお知らせ

けいさつ
だよ!

